

「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年2月日掲載)

NO. 11 <生活困窮者支援> 「②ホームレス対策について」(社会・援護局)

＝厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である＝

(1)平成23年度のホームレス対策事業について

- 厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「法」という。)及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。
- 平成23年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業などを実施することとしているので、各自治体においては、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の民間団体(以下「NPO等民間団体」という。)との連携、協力の下、事業の推進を図られたい。

(2)貧困・困窮者の「絆」再生事業について

- 現下の厳しい雇用失業情勢の中、「職」と「住まい」を失った方や身寄りがなく路上生活を余儀なくされる方など貧困・困窮者が、地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することが求められているところである。
- このため、「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)に「貧困・困窮者の『絆』再生事業」(以下「絆事業」という。)が盛り込まれ、自治体とNPO等民間団体が連携し、いわゆるホームレスはもとより、「職」と「住まい」を失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を新たに対象として支援を行い、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図ることとしている。
- この絆事業は、平成21年度第2次補正予算において都道府県に造成された「緊急雇用創出事業基金(住まい対策)」に積み増しを行い、各自治体が実施しているホームレス対策事業を拡充して行うこととしており、既に平成22年11月26日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』等の一部改正について」(社援発1126第3号)で周知しているところである。
- 具体的には、
 - ① 現行のホームレス対策事業の対象者の拡大現行のホームレス対策事業は、ホームレス及び不安定な就労関係にあり定まった住居を喪失している者を対象としているが、ニート、ひきこもり等地域で孤立した生活を営む者であり、支援がなけれ

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

ば路上生活などに陥るおそれのある生活困窮者まで対象を拡げる。

② NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業を追加

NPO等民間団体と連携した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等を実施していくため、都道府県が適切に事業を実施できると認めた民間団体が実施する事業を追加する。

③ ホームレス自立支援センターの機能強化

ホームレス自立支援センターにおいて、個々の利用者の状況に応じたきめ細やかな支援が可能となるよう、精神保健福祉士などの専門職の配置や生活相談指導員の配置割合の規程を新たに加え、ホームレス自立支援センターの機能強化を図る。

等により、ホームレスの方などの地域生活への復帰等を支援することとしている。

○ホームレスの方などへの支援に当たっては、自治体だけでなく、日頃から信頼関係を構築しているNPO等民間団体と連携して事業を実施することが効果的であることから、上記②のNPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業を積極的に活用し、絆事業に取り組まれるようお願いしたい。

(3)ホームレスの実態に関する全国調査について

○ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。

○法は平成24年8月に失効することになっており、今後のホームレス支援のあり方などについて検討する必要があることから、平成23年度においては、毎年実施している概数調査だけでなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者に対する生活実態調査やNPO等民間団体、自治体ホームレス対策担当者に対する調査も予定しているところであり、平成23年度予算(案)においても、当該調査に係る経費を確保したところである。

○調査の詳細については、おって連絡する予定であるが、各自治体におかれては、本調査に対する御協力をお願いしたい。

(参考・引用:2010 年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)